

第9回硫黄島に係る遺骨収集帰還推進に関する関係省庁会議要旨

日 時：平成29年4月13日（木） 16：25～16：47

場 所：首相官邸3階南会議室

出席者：衛藤晟一内閣総理大臣補佐官（議長）、内藤尚志内閣官房副長官補付内閣審議官（副議長）、彦谷直克内閣官房副長官補付内閣参事官（財務担当）、鳥井陽一内閣官房副長官補付内閣参事官（厚生労働担当）、小野功雄内閣官房副長官補付内閣参事官（防衛担当）、和田幸浩外務省北米局北米第一課長、中井川誠厚生労働省大臣官房審議官（援護担当）、吉田和郎厚生労働省社会・援護局事業課長、皆川宏厚生労働省社会・援護局事業課事業推進室長、小柳真樹防衛省大臣官房施設監、赤瀬正洋防衛省大臣官房文書課長、上田幸司防衛省整備計画局施設計画課長

概 要：

【衛藤内閣総理大臣補佐官挨拶】

- 硫黄島の遺骨収集帰還については、一柱でも多くの御遺骨をできる限り早期に収容できるよう関係省庁の一層の連携をお願いしているところ。
- 本日は、平成28年度の取組状況を報告してもらい、平成29年度の実施計画案について議論し、決定することとする。
- なお、昨年4月に遺骨収集推進法が施行され、遺骨収集に関する施策の実施は国の責務に位置づけられた。
この法律に基づき、厚生労働大臣より指定を受けた日本戦没者遺骨収集推進協会が、硫黄島についても遺骨収集事業を行うこととなり、昨年11月より、厚生労働省の指導監督のもと活動を行っているところ。

【（1）平成28年度の硫黄島に係る遺骨収集帰還の取組状況の報告】

- 厚生労働省より、主に資料1（平成28年度の取組状況等）に基づき、以下の通り説明。
 - ・ 滑走路地区については、集水区域523箇所のうち323箇所、誘導路・給油施設等の反応箇所60箇所のうち17箇所の掘削を行ったが、いずれの場所からも御遺骨は確認されなかった。
 - ・ 未探索の壕1箇所については、平成28年11月に調査中の自衛隊員が壕内で熱風により火傷を負う事故が発生。壕内での安全が確保されるまでの間は調査を見合わせることにした。
現在、壕内作業を安全に実施するための方法について検討中であり、できる限り速やかに調査を再開したいと考えている。
また、探索済みの壕1箇所について再確認を行ったが、御遺骨は確認されなかった。

- ・ 外周道路の外側については、平成 28 年度は、平成 27 年度調査区域の面的調査により確認された壕等 30 箇所のうち、25 箇所の調査を行い 2 箇所から 10 柱の御遺骨を収容した。

残る 5 箇所については、崩落の危険性があるなど工法に工夫を要するため、29 年度以降に掘削・遺骨収容を実施する。

また、平成 28 年度調査予定区域について踏査等を行い、その過程で新たに確認された壕等 37 箇所のうち 29 箇所について調査を行った結果、4 箇所から 7 柱の御遺骨を収容した。

残る 8 箇所については、壕奥が崩落して土砂で埋まっているなど更に作業を要するため、29 年度以降に掘削・遺骨収容を実施する。

- ・ 平成 25 年度調査区域の面的調査により確認されたトーチカからの遺骨収容については、トーチカの 2 つの出入口のうち 1 つについて、上部の崖地を掘削し、トーチカの裏側から内部の確認を行ったが御遺骨は確認されなかった。

残る 1 つの出入口上部の崖地は天然記念物の生息エリアにあり掘削できなかったため、掘削の同意を文化庁から得た上、引き続き、29 年度に掘削・遺骨収容を実施する。

【(2) 平成 29 年度硫黄島関係厚生労働省関連予算の報告】

- 厚生労働省より、資料 2（平成 29 年度硫黄島関係厚生労働省関連予算）に基づき、以下の通り説明。

- ・ 平成 29 年度の遺骨収集経費については、平成 28 年度と比較して約 3 千万円の増額の 13 億 9,591 万 2 千円を計上した。予算増額の要因は、資材費、労務費の単価増によるもの。
- ・ 平成 29 年度の慰霊巡拝経費については、平成 28 年度と比較して約 4 百万円の減額の 2,953 万 1 千円を計上した。予算減額の要因は、航空機借上げ単価の見直しによるもの。

【(3) 平成 26 年度以降の硫黄島に係る遺骨収集帰還の取組方針(修正案)及び平成 29 年度の硫黄島に係る遺骨収集帰還の実施計画(案)について】

- 厚生労働省より、資料 3-1（「平成 26 年度以降の硫黄島に係る遺骨収集帰還の取組方針（修正案）」）に基づき、以下の通り修正箇所を説明。

- ・ 滑走路地区においては、未探索の壕（1 箇所）について、平成 29 年度も引き続き調査を行うこととする。
- ・ 平成 23 年度から平成 25 年度にかけて実施した面的調査により確認された壕等のうち、平成 25 年度に確認されたトーチカ（1 箇所）について掘削に係る文化庁の同意を得た上、平成 29 年度も引き続き、調査を行うこととする。
- ・ 平成 28 年 4 月に戦没者の遺骨収集の推進に関する法律（平成 28 年法律第

12号)が施行され、戦没者の遺骨収集の推進に関する施策を総合的に策定し、確実に実施することが国の責務と位置づけられた。

同法に基づき、戦没者の遺骨に関する情報収集や遺骨収集を行う者として、(一社)日本戦没者遺骨収集推進協会が指定され、硫黄島においては、同年11月から、厚生労働省が、遺骨収集等に関する業務を(一社)日本戦没者遺骨収集推進協会に委託し実施している。

- 以上を踏まえ、厚生労働省より、資料4-1(「平成29年度の硫黄島に係る遺骨収集帰還の実施計画(案)の概要」)に基づき、以下の通り説明。
 - ・ 滑走路地区においては、未探索の壕(1箇所)について作業の安全を確保した上、引き続き調査を行うこととする。
 - ・ 集水区域については、レーダ反応点523箇所中、28年度に実施できなかった箇所の掘削を実施する。
 - ・ 誘導路・給油施設等については、60箇所中、28年度に実施できなかった箇所の掘削を実施する。
 - ・ 外周道路の外側については、平成29年度調査予定区域並びに平成27年度及び28年度調査区域の面的調査により確認された壕等のうち、実施可能な箇所から遺骨収容を実施する。
 - ・ 平成23年度から平成25年度にかけて実施した面的調査により確認された壕等については、平成25年度に確認された1箇所(トーチカ)について、引き続き調査を行い、遺骨が確認された場合にはその収容を行う。
 - ・ 平成28年4月に戦没者の遺骨収集の推進に関する法律(平成28年法律第12号)が施行され、戦没者の遺骨収集の推進に関する施策を総合的に策定し、確実に実施することが国の責務と位置づけられた。

同法に基づき、戦没者の遺骨に関する情報収集や遺骨収集を行う者として、(一社)日本戦没者遺骨収集推進協会が指定され、硫黄島においては、同年11月から、厚生労働省が、遺骨収集等に関する業務を(一社)日本戦没者遺骨収集推進協会に委託し実施している。

- 出席者から質疑及び意見はなく、原案の通り了承された。
- 外務省から平成28年度日米硫黄島戦没者合同慰霊追悼顕彰式の結果について報告。
- 最後に、衛藤内閣総理大臣補佐官より、今後の遺骨収集帰還に当たっては、決定した平成29年度実施計画に沿って、引き続き関係省庁一体となって適切に取り組むよう求める旨発言。

(了)